

3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について

養介護施設従事者等による虐待とは、養介護施設または養介護事業に従事している者による虐待です。養介護施設従事者による虐待は、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれる労働環境等も原因の一つとされていますが、職業倫理に照らしても決して許されるものではありません。

虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に市が介入する等して、虐待を防止することが大切です。

(1) 養介護施設の設置者および養介護施設従事者等の義務について

ア 養介護施設の設置者等の義務

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設の設置者または養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修や、利用者またはその家族からの苦情の処理の体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講ずるものと規定しています。

イ 養介護施設従事者等における虐待の通報義務

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、図表 1 4 のように市への通報義務を規定しており、発見者が養介護施設従事者等の場合は通報義務が課せられています。

また、特に高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、養介護施設従事者等以外であっても速やかに、市に通報しなければならないとの義務を規定しています。

■図表 1 4 ■ 発見者別の対応（通報義務）規定

発見者等	対 応
養介護施設・養介護事業所従事者	・速やかに市へ通報しなければならない。
高齢者虐待を受けた高齢者	・市へ届け出ることができる。
上記以外の者	・高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市へ通報しなければならない。 ・上記以外は、速やかに市へ通報するよう努めなければならない。

参考)「高齢者虐待対応支援マニュアル(改訂版)」(北海道)

ウ 守秘義務との関係

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないことを規定しています。

エ 不利益取り扱いの禁止

「高齢者虐待防止法」では、養介護施設従事者が養介護施設従事者等による虐待の通報を行う場合、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことを規定しています。

(2) 市の対応等について

ア 市による事実確認

養介護施設従事者等による虐待と思われる相談・通報を受けた市は、養介護施設・養介護事業所および虐待を受けたと思われる高齢者に対し、通報内容の事実確認を行います。

イ 老人福祉法および介護保険法の規定による権限の行使

「高齢者虐待防止法」では、虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市または道は、老人福祉法および介護保険法に規定された権限を行使し、対応を図ることとなっていることから、虐待が認められた場合には、市は、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行うほか、老人福祉法および介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。

ウ 市から北海道への報告

「高齢者虐待防止法」では、市が養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合、市はその内容を道へ報告することとなっています

市から道への報告にあたっては、「養介護施設従事者等による高齢者虐待報告書」（「様式7」P.31）を活用し、随時報告することになります。

エ 虐待状況の公表

「高齢者虐待防止法」では、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による虐待の状況、虐待があった場合にとった措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています。

この公表制度は、虐待を行った養介護施設・養介護事業所に対して制裁を与えることを目的とするのではなく、虐待防止に向けた取り組みを促すことを目的としています。

◇◆◇身体拘束について◆◆◇

高齢者の身体を自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において原則禁止されており、他者から不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれる状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は高齢者虐待に該当する行為であると考えられています。

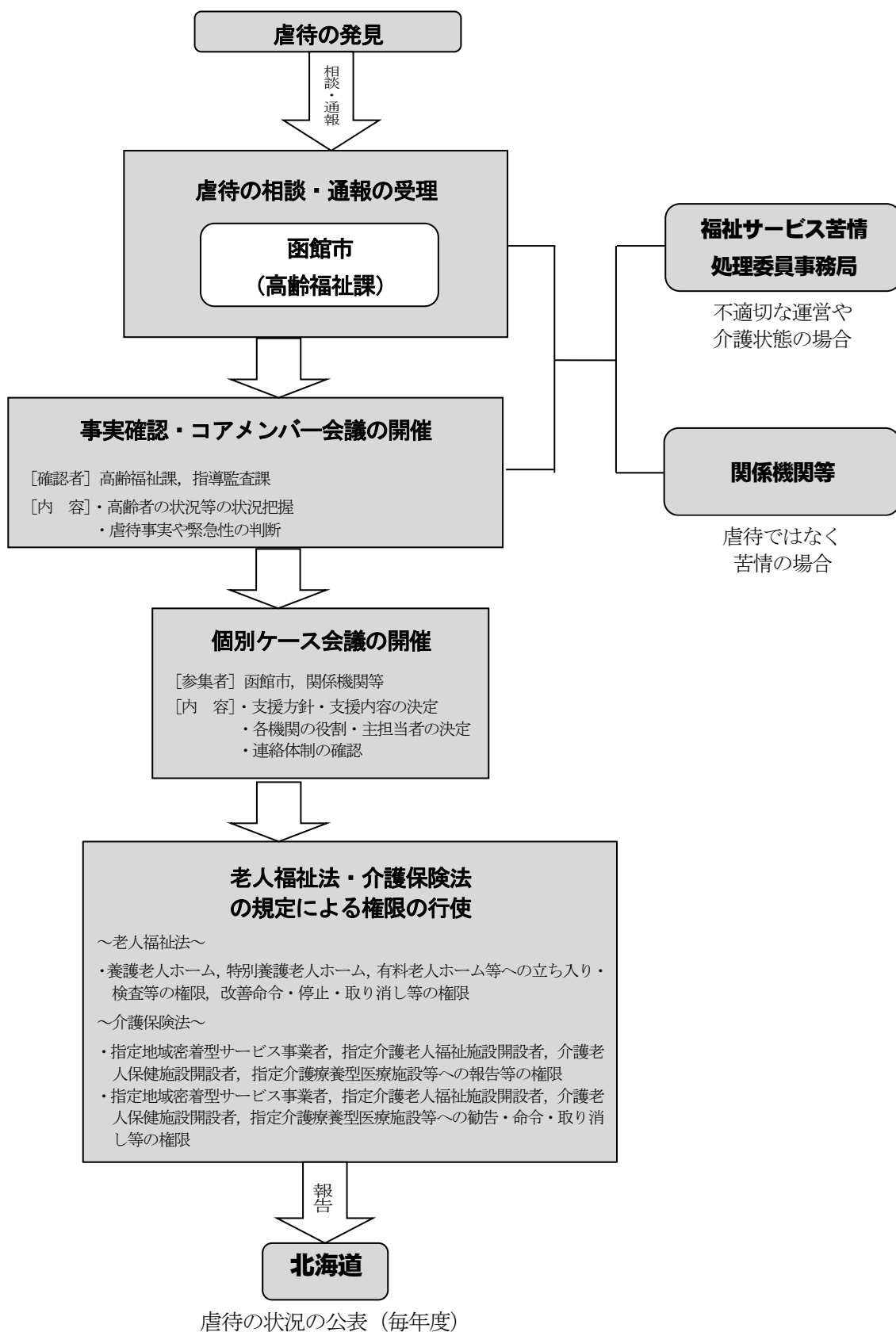
ただし、高齢者本人や他の利用者の生命または身体が危険にさらされる場合（緊急やむを得ない場合）に限っては、例外的に高齢者虐待に該当しない場合もありますが、この場合においても、個人的判断によるものではなく施設全体としての判断が必要となります。すなわち、身体拘束の内容、目的、時間、期間等については高齢者本人および家族への十分な説明と同意が必要であり、併せて身体拘束に関する記録も義務づけられています。

■図表15 ■ 「緊急やむを得ない場合」に該当する要件

- ・ 切迫性～利用者本人または、他の利用者の生命や身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合
- ・ 非代替性～身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・ 一時性～身体拘束が一時的なものであること。

■図表16■

養介護施設従事者等による虐待への対応手順



参考) 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)